

令和2年4月28日

保護者 様

鳥栖市教育委員会

教育長 天野 昌明

### 新型コロナウイルス対策に係る臨時休業の再延長について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に日々ご協力いただき感謝申し上げます。

佐賀県においては緊急事態宣言が発令されており、鳥栖市におきましても、佐賀県内の動向はもちろんのこと、他県近隣の動向にも注視しているところです。

そのような中に、本日28日、佐賀県より5月10日までの臨時休業延長の要請がございました。

つきましては、現在の状況を総合的に判断し臨時休業を5月10日まで延長することといたしました。

保護者の皆様に対しましては、更なるご負担をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 臨時休業の期間 令和2年5月10日（日）まで
- 2 分散登校について 5月7、8日の分散登校は、実施いたしません。
- 3 学校施設の開放 5月7、8日につきましては、対象となるお子様に対して自主学習の場として開放いたします。  
詳細については、学校施設の開放に関する文書にてご確認ください。
- 4 その他 今後の状況により、更なる延長を行うこともございます。学校からのメールや学校ホームページ、鳥栖市ホームページ等でご確認ください。